

バイナリー・オプション取引に関する ワーキング・グループ (第3回)

日 時：平成25年8月21日（水）10時～

場 所：日本証券業協会 第7会議室（東京証券会館6階）

議 案：個別論点 I

- ① 商品性について
- ② 取引条件について

以 上

バイナリー・オプション取引に関する日証協における規制について（案）

本WGにおける規制の検討対象について

金商業等府令	監督指針	【参考】金先協規則
○「特定店頭オプション取引（個人に限る）」を規制の対象としている。 →「特定店頭オプション取引」とは、以下のすべてにあたるもの[金商業等府令 123 条 6 項] ✓ 店頭デリバティブ取引 ✓ 金商法 2 条 22 項 3 号（オプション取引※）又は 4 号（指数オプション取引） ※権利を行使することにより成立する取引が同項 2 号に掲げる取引（指数先渡取引）であるものに限る。 ✓ オプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるもの	○「個人向けの特定店頭オプション取引」を対象としている。 （「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）」より抜粋） 店頭デリバティブ取引業者が、個人向けの特定店頭オプション取引を取り扱う場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適切な商品設計や業務を執行する態勢の確保・整備を図る観点から、以下の点に留意しつつ、自主規制機関の策定する自主規制規則の内容を遵守しているかについて検証を行うこととする。	○ 店頭バイナリーオプション取引のうち、個人顧客を取引の一方の相手方として、継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組みをもって行われる取引 ○ 定義 <u>店頭バイナリーオプション</u> 権利行使価格と判定価格があらかじめ定めた一定の条件を満たした場合に、一定の金銭を受け取ることのできる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約するオプション取引をいう。 <u>原資産</u> 法第 2 条第 22 項第 3 号又は第 4 号において権利の対象となる金融商品又は金融指標のうち、次に掲げるものをいう。 ① 預金契約に基づく債権等 ② 通貨 ③ 金利指標 ④ 通貨指標

規制の方向性に係る御照会	・ 特定店頭オプション取引（金商業等府令 123 条 6 項）のうち、次のすべてにあたるものとする。 ✓ 有価証券関連デリバティブ（法 28 条 8 項 4 号ハ、ニ）に当たるもの ✓ 個人向けに提供するもの ✓ 継続的かつ反復して取引を行う仕組みのもの
--------------	--

規定事務局案	規則におけるバイナリーオプション取引（規制の対象となる取引）の定義を、以下のとおりとする。 ・ 特定店頭オプション取引（金商業等府令 123 条 6 項）のうち、次のすべてに該当するもの。 ✓ 有価証券関連デリバティブ（法 28 条 8 項 4 号ハ、ニ）に当たるもの ✓ 複数の個人顧客を相手方として取引を行うもの ✓ 継続的かつ反復して取引を行う仕組みのもの
--------	---

※ 金商業等府令：金融商品取引業等に関する内閣府令
監督指針：金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
金先協規則：金融先物取引業協会において定める自主規制規則
特に表示のない場合は、「個人向け店頭バイナリー・オプション取引業務取扱規則」

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

本WGにおける規制の検討対象
異存なし （3 社）
先の外為オプション規制の適用範囲と照らし、同議となることから左記の案に賛同します。
3 点目を単に「継続的かつ反復して取引を行う仕組みのもの」とだけ定義しますと、本項にバイナリーオプション取引に限るという記載が無いことから、幅広い商品を対象としているかの様に読めます。金先協の規則には「店頭バイナリーオプション取引のうち…継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組み」と明記されていることから、同様に対象を明確にすべきと考えます。全体の定義に関わる部分ですので、本項では金先協の規則と同様にバイナリーオプションの定義「権利行使価格と判定価格があらかじめ定めた一定の条件を満たした場合に、一定の金銭を受け取ることのできる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約するオプション取引をいう。」を明記し、そうした取引であって、かつ左記 3 点のすべてにあたるものを対象にする、という構成では如何でしょうか。
・ 「継続的かつ反復して取引を行う仕組み」に関しては、金先協ガイドラインで例示されている「同一の顧客が、同種類の金融商品等を繰り返し取引できる仕組み」というよりは、「取引業者が、複数の（個人）顧客との取引を目的として継続的かつ反復して金融商品等の取引条件を提供している仕組み」であり、さらに、規制対象とする金融商品は、「取引口座を開設した時点で継続的に取引が可能となることを取引業者と約することになる金融商品」であることを明示した方がより実態に近いと考えられ、このように明示することによって、取引の公正性に関する規制がしやすくなるのではないかと？ ・ 今回対象とするバイナリーオプション取引は、従来の店頭オプション取引が想定していると考えられる相対で取引条件を調整し合意して行う取引ではなく、マーケットメーカー等が継続的に提示する取引価格に顧客が参加して取引を行う市場オプション取引に近い性格を有している取引であることを明示した方がよい。 ・ 以下の各項番におけるコメントは上記の商品を前提としたものです。
・ 「継続的かつ反復して取引を行う仕組みのもの」ではなく、「短期間に継続的かつ反復して取引を行う仕組みのもの」とすべきではないか。＜理由＞単に「継続的かつ反復して取引を行う仕組み」だとすると、どのような形態の特定店頭オプション取引であろうとも、同一種類の特定店頭オプション取引が複数回取引された場合（仮に長期間に渡って複数回取引が行われたとしても）、本定義に該当し得ることになるのではないかと。
意見なし （4 社）

1. 商品性にかかる留意事項

(1) 取引期間・取引期限

①取引期間

監督指針	【参考】金先協規則
a. 取引期間（取引開始時刻から判定時刻までの期間）について、過度の投機的取引を助長するような短い期間に設定していないか。	（取引期間） 第3条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、取引期間の基準値（時間。以下同様とする。）を定め、全ての個人向け店頭バイナリーオプション取引の取引期間が、基準値以上となるようにしなければならない。

規制の方向性に係る御照会	・過度に投機的な取引を助長することがないよう十分な取引期間を確保する旨を定めてはどうか。 ・具体的な最短取引時間について、通貨関連のバイナリー・オプション取引と同様に2時間とすることは適当か。
--------------	---

規制事務局案	取引期間については以下の点を規則に定める。 ・過度の投機的取引を助長しないよう取引期間（取引開始時刻から取引期限までの時間）は最低2時間程度としなければならない。
--------	--

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

(1) 取引期間・取引期限 ①取引期間
東京証券取引所の午後の立会時間と同等の2時間が適当と思います
十分な取引期間を確保する旨については監督指針にも定められているところであり、異存ございません。監督指針の規定の実効性を図るため、具体的な最短取引期間については、具体的水準を示す必要があると考えます。 通貨関連のバイナリーオプションに対して、株価指数の市場の取引時間が比べて短いという特徴がありますが、株価指数の市場の取引時間外でも先物価格等の参照により権利行使価格の設定が可能であることから、具体的な最短取引時間について、通貨関連のバイナリー・オプション取引と同様に定めてよいと考えます。
・ご指摘の通りと考えます。
「十分な取引時間を確保する旨」を定めることに特に異論はありません。 最短取引時間を2時間とすることについては、通貨関連のバイナリー・オプション取引の原資産が平日ほぼ24時間取引可能であるのに比べ、有価証券関連のバイナリー・オプション取引の原資産は立会時間が限定されていることを考慮する必要があると考えます。
為替と有価証券を比べると、原資産の取引時間や流動性等の違いがある。 日経225指数を対象とした場合、国内市場でカバーすると市場取引時間は限定される。また為替と異なり銀行の提示レートではなく、直接市場へカバー取引を執行することになるため、市場価格影響を考慮する必要がある。そのため、反対売買ができる商品性を加味するとセッション毎（前場/後場）とする方法も考えられる。セッションがない海外市場の場合には、最短時間を検討する必要があるが、その場合には、米国のNADExにおけるオプション取引や日本の通貨関連のバイナリー・オプション取引規制と同様に2時間以上とすることが適当と考える。
・金先協はFX取引の新規のポジション保有時間の分析を参考に2時間という設定を定めている様子だが、それをそのまま有価証券に適用しても良いのか。証券CFD等の市場参加者の動向がFXとほぼ変わらないと考えてよいのか、確認する必要があるのではないか。
商品性は多様性を持つべきであるとの考えから、一律的な枠組みの中に入れてしまうことには慎重であるべきと考えます。
・取引開始から判定時点までの期間が短いことが投機性を助長すると指摘されていることから、最短取引時間に制限を設けることは必要と考えられます。ただし、その最短時間間隔が2時間で十分かどうかは既存の上場有価証券・指数オプション取引の取引時間や原資産となる上場有価証券の売買立会時間等と比較して短時間であることから、議論の余地があると考えられます。 ・短時間で現金決済を行う必要のある有価証券を対象とした派生商品に対する投資目的が不明。証券CFD取引のように、短時間でのスペキュレーションまたはヘッジ目的に対応するのであれば反対売買が可能な仕組みのもののみを提供すればよい。
意見なし（3社）

1. 商品性にかかる留意事項

(1) 取引期間・取引期限

②同一銘柄の取引期限の間隔、異なる銘柄の取引期限の間隔

監督指針	【参考】金先協規則
b. 同一の銘柄に係る各取引期限の間隔について、過度の投機的取引を助長するような短い間隔に設定していないか。また、異なる銘柄（通貨ペア等）に跨る取引期限に関し、合理的な理由がないにもかかわらず、互いに短い間隔のずれを設けることにより、銘柄を跨って反復・継続的に過度の投機的取引を助長するような形となっていないか。	(取引期間) 第3条 2 会員は、取引期間の異なる個人向け店頭バイナリーオプション取引（ただし原資産を同一とする取引に限る。）を同時に取り扱う場合には、各々の取引に係る取引期間の終了時刻について、前項の基準値以上の間をもって設定しなければならない。

規制の方向性に 係る御照会	【同一銘柄の取引期限の間隔】 ・過度に投機的な取引を助長することがないよう、同一銘柄の取引期限の間隔を最短取引時間以上とすることは適当か。
	【異なる銘柄の取引期限の間隔】 ・異なる銘柄の取引期限を極端に短い間隔に設定し、過度に投機的な取引を助長することがないように定めることとしてはどうか。 ・取引期間を十分に設けていれば、異なる銘柄の取引期限の間隔について、一律に一定時間あける必要はないとも考えられる。また、有価証券関連指標については、各国の取引所の立会時間が重複していることもあれば、ある取引所の終了時間とその他の取引所の終了時間との間隔が短いという特徴がある。以上を踏まえ、異なる銘柄の取引期限の間隔を具体的に〇時間と定めることは適当か。

規制事務局案	取引期限の間隔については、以下の点を規則に定める。
	・過度の投機的取引を助長しないよう各銘柄※の取引期限の間隔は、最低2時間程度設けなければならない。ただし、異なる金融指標を参照する銘柄を同時に取り扱っている場合において、各銘柄の取引期限に合理的な理由があるときはこの限りでない。 ※ここでの銘柄とは以下のものを同一とする取引をいう。 ✓ ペイアウトの判定に使用する金融指標（同一の株価指数等） ✓ ペイアウトの判定を行う時期又は期間

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

(1) 取引期間・取引期限 ②-1 同一銘柄の取引期限の間隔
過度に投機的な取引の助長を防止する観点から、同一銘柄の取引期限の間隔を最短取引時間以上とすることは適当と考えます。
適当と考えます。
上記2の議論で妥当な取引期間が設定されば異存は無い。
上記のとおり、最短取引時間については有価証券関連の原資産の立会時間を考慮する必要があると考えます。 (上記の内容)「十分な取引時間を確保する旨」を定めることに特に異論はありません。 最短取引時間を2時間とすることについては、通貨関連のバイナリー・オプション取引の原資産が平日ほぼ24時間取引可能であるのに比べ、有価証券関連のバイナリー・オプション取引の原資産は立会時間が限定されていることを考慮する必要があると考えます。
本件バイナリーの場合には、金先協での議論にて市場性商品として提供することを前提としており、ラダー型で異なる権利行使価格の設定が可能であることから、複数回数を設定することは投機的取引を助長する可能性があると考えられる。いずれにせよ、1(1)①の検討結果に拠るところであると思料する。
商品性は多様性を持つべきであるとの考えから、一律的な枠組みの中に入れてしまうことには慎重であるべきと考えます。 意見なし (5社)

②-2 異なる銘柄の取引期限の間隔
過度に投機的な取引の助長を防止する観点から、異なる銘柄の取引期限についても、極端に短い間隔に設定することがないように定めることについては、異存ございません。 設問に記載のとおり、異なる銘柄については、各国の取引所の立会時間の重複や終了時間の間隔が短いという状況等を踏まえれば、取引期間を十分に設けていれば一律に一定時間あける必要はなく、取引期限の間隔も具体的に定める必要もないと考えます。 もっとも、過度に投機的な取引の助長防止の観点から、上記のような合理的な理由がある状況とは言えないような場合には、短い間隔で設定することは許容されないと考えます。
・ご指摘の通りと考えます。
・異論なし。 ・具体的に時間を定めた方が明確であるため望ましいと思われるものの、為替と異なり、特定店頭オプション取引においては、有価証券取引所の立会い時間と密接に関係することから、異なる銘柄の取引期限の間隔を一律に定めることにより不都合が生じる可能性があるのか検討を要すると思われる。
異なる銘柄の取引期限を一律に一定時間あける必要はないと思われます。各取引所の終了時間に準ずる事とする方が良いと思料します。
異なる銘柄の取引期限を極端に短い間隔に設定し、過度に投機的な取引を助長することないように定めることに特に異論はありません。 異なる銘柄は左記のご指摘のとおり、有価証券関連のバイナリー・オプション取引の原資産の立会時間が重複または終了時間の間隔が短い場合もあり、一律に異なる銘柄間の間隔を具体的に規定するのは適当ではないと考えます。
有価証券関連指標については、各国の取引所の立会い時間が異なるため、異なる銘柄の取引期限の間隔に規制を設けることは適当でないと考えられる。金先協会の規制と同様に、あくまでも原資産を同一とする取引に限り、規制を設けてはどうか。
・照会文後半にあるとおり、24時間取引され相関性も高い為替取引と異なり、取引時間も市場も異なる有価証券において異なる銘柄間で「過度に投機的な取引」とは具体例としてどのようなものを指すのか。それが思い当たらない場合、本規定に射幸心を抑制する効果があるかは疑問。
仮に取引所が同一であったとしても、原資産が異なるのであれば、顧客にもヘッジ等のニーズがあると考えられることから、過度に投機的な取引を助長しているともいえないため、一律に制限を設けることには慎重であるべきと考えます。
・原資産が異なる場合の取引期限の間隔の設定方法については、上記の「取引期間の間隔」や「同一銘柄の取引期限の間隔」における最短時間に関する規則を免れる意図があるのでなければ、自由に行って問題が無いと考えられます。
有価証券の場合、左記のとおり取引所毎に取引時間があり、原資産市場でカバーすることを考えると、異なる銘柄の定義を明確にしなければ、短時間の設定であると看做される可能性はある。 例えば「異なる市場」であれば、投資判断等も異なるものと思料するため、取引期限の間隔を一律に制限するのではなく、適度な間隔を空けることで、投機的な取引を助長することには該当しないように思える。
意見なし1社

1. 商品性にかかる留意事項

(1) 取引期間・取引期限

③売買可能期間

監督指針	【参考】金先協規則
c. 取引期間中、取引期限に至るまで、可能な限り、顧客の買付取引注文又は売付取引注文（新規取引注文を含む。）に準じているか。	（売買期限） 第4条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、取引開始時刻から判定時刻まで、顧客の買付取引又は売付取引注文（新規取引注文を含む）に準じることができる取引の執行態勢の整備に努めなければならない。

規制の方向性に係る御照会	・取引期間中、判定時刻に至るまで、可能な限り、顧客の買付注文又は売付注文に準じるような態勢の整備に努めなければならない旨を定めてはどうか。
--------------	---

規制事務局案	売買可能期間については、以下の点を規則に定める。 ・取引期間中、判定時刻又はその直前に至るまで、顧客の買付注文又は売付注文に準じる態勢を整備しなければならない。
--------	---

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

（1）取引期間・取引期限 ③売買可能期間
異存なし （3社）
項番3の回答に記述のとおり、金先協の規制では市場性商品として提供することを前提としているため、左記案が適当であると考えられる。
異存なし。但し、後述のディーブアウトオブザマネーには手当てが必要と考える。
個社のリスク管理態勢や判断による部分があるため、努力規定として含めるかどうかについては、慎重であるべきと考えます。
・取引業者が個人投資家に対し、継続的かつ反復して取引を提供することを約した商品であるため、受注の中断が無いような体制の整備は必要であると考えます。 ・以下の照会（4. 取引価格）にあるのですが、この規制で、取引業者は当該金融商品の買取りと売渡しを同時に提供することまでを求めているものなのでしょうか？
意見なし （4社）

1. 商品性にかかる留意事項

(2) 権利行使価格

①権利行使価格の決定時期

監督指針	【参考】金先協規則
(1) ①ロ、権利行使価格について a. 顧客が取引に係るリスクを正確に把握して適切に投資判断を行えるよう、取引期間の開始前に、取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法）を決定・提示しているか。	(権利行使価格の決定時期) 第7条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、取引期間の開始までに権利行使価格を定め、全ての顧客に同一の権利行使価格を示さなければならない。 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、取引期間中に権利行使価格を追加してはならない。 (1) 取引期間の残存時間中、既に取引に供している権利行使価格のいずれかによって、顧客との取引が円滑に行い得る状況にある場合 (2) 権利行使価格を追加する時点で、取引期間の残存時間が、第3条第1項に定める基準値を下回る場合 (3) 権利行使価格を追加することがある旨、あらかじめ顧客への説明が行われていない場合

規制の方向性に係る御照会	【権利行使価格の決定時期】 ・金商業等府令において、「あらかじめ、取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められているものにあつては、その算定方法）を提示すること」と定められているが、すべての顧客に同一の権利行使価格を示すことについて規則等で改めて定める必要はあるか。 ・取引時間中に原資産価格の変動等により、ディーブアウトオブザマネーになる可能性もあるが、取引開始後の権利行使価格の追加設定を規制することで問題ないか。
--------------	---

規制事務局案	権利行使価格の決定時期については、以下の点を規則に定める。 ・ 取引開始前に、あらかじめすべての顧客に同一の権利行使価格を示さなければならない。 ・ 過度の投機的取引を助長することのないよう、権利行使価格の設定について以下に掲げるような行為を行ってはならない。 イ. 判定時刻の直前に権利行使価格の追加設定をすること ロ. 既に設定している権利行使価格を用いて顧客が新規買付け及び新規売付けを円滑にできるにもかかわらず、判定時刻までの取引時間が2時間未満の時点で権利行使価格を追加設定すること
--------	--

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

(2) 権利行使価格 ①権利行使価格の決定時期
本内容を明確にするためにも規則等で定めるのが望ましいと考えます。 取引開始後の権利行使価格の追加設定について規制することに異存ございません。
・必要があると考えます。 ・問題ないと考えます。
・すべての顧客に同一の権利行使価格を示すことについて規則等を定めることについては異論なし。 ・追加設定については、金先協規則と同様に、追加設定が禁止される場合を規定すべきではないか。
・金商業等府令においては、全ての顧客に同一の権利行使価格を示すことが義務付けられているとは明確に解釈できないので、定めておくべき。 ・当初からディーブアウトオブザマネーでも、取引期間中にディーブアウトオブザマネーになった場合でも、顧客の射幸心を誘引することに違いは無い。規制は別途必要と考える。たとえば、ペイアウト倍率が一定以上になったら、顧客の買いを中止するなどの手当てが考えられる。
すべての顧客に対し同一権利行使価格を示すことを協会規則で改めて定めることに違和感はない。またディーブアウトオブザマネーとなった回号で、権利行使価格を実勢価格に応じて追加設定することを可能とした場合、無限に権利行使価格が設定されることが懸念されることから、金商業等府令にある「あらかじめ、・・・提示すること」と乖離するため、規制することに賛同する。
1 点目のご照会に関しては、監督指針で定められているため、あえて規則等で定める必要はないものと考える。 2 点目のご照会に関しては、取引開始後の権利行使価格の追加設定を完全に規制するのではなく、金先協会と同等の規則を設けることでどうか。顧客の利便性に配慮した規則となっていると考えられるため。
項番 10 とも関連しますが、取引時間中の原資産価格の変動により、ディーブアウトオブザマネーとなった場合の取り扱い（当該オプション取引の新規取引に制限をかけるのか、等）についても議論した上で、規則化が必要かどうかを考えるべきと思います。
・「すべての顧客に同一の権利行使価格を提示すること」については取引の公正性の問題として取り扱い、取引の提供方法に関する規制としてはどうか？また、この際に、同一の権利行使価格を提示することを要求するのか、同一の取引条件の提示に取引価格まで含めるかどうかについては検討してはどうか？
権利行使の決定時期については、金商業等府令において定められているところから、改めて規則に定める必要はないと考えます。 追加設定を規制することで異論はありませんが、最短取引時間を規定した場合、取引期間中における追加設定可能時間に影響があると考えます。
意見なし （2社）

1. 商品性にかかる留意事項

(2) 権利行使価格

②権利行使価格の設定

監督指針	【参考】金先協規則
b. 過度の投機的取引を助長するような、取引期間の開始時点の原資産の価格から著しく乖離した価格に権利行使価格を設定していないか。	(権利行使価格の設定) 第8条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、権利行使価格の設定基準を定め、取引期間の開始時点の原資産価格と著しく乖離することなく、権利行使価格を決定することができる態勢を整備しなければならない。 2 権利行使価格の追加を行う場合、前項の「取引期間の開始時点」を「権利行使価格の追加時点」と読み替え、前項を適用する。

規制の方向性に係る御照会	【権利行使価格の設定】 ・権利行使価格の設定又は追加に際しては、過度に投機的な取引を助長するような、原資産の価格から著しく乖離した権利行使価格を設定することのないよう定めてはどうか。
--------------	--

規制事務局案	権利行使価格の設定については、以下の点を規則に定める。 ・ 過度の投機的取引を助長しないよう権利行使価格の設定（又は追加）基準をあらかじめ定め、ペイアウト額と比較し著しく低い取引価格とならないような権利行使価格を設定する態勢を整備しなければならない。
--------	--

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

(2) 権利行使価格 ②権利行使価格の設定
異存なし (3社)
権利行使価格の設定には、故意にディーブアウトオブザマネーを設定しないよう権利行使価格の設定基準を設ける必要があると考えます。
権利行使価格の設定等に際しては、左記のとおり過度に投機的な取引を助長するようなものであってはならないと考える。権利行使の設定等に当たっては、予め設定価格に関するルールを設定のうえ、顧客に対して説明を行うこととし、当該価格設定の根拠となるデータを保存しておくことが必要であると考ええる。
「過度に投機的な取引を助長するような、原資産の価格から著しく乖離した権利行使価格」の水準とはどの程度を企図するのか、議論が必要と考えます。
・対応する監督指針の意図が、取引開始時点で著しく大きなペイアウト倍率となるような設定を排除すること、であるのであれば、権利行使価格の設定又は追加に関して、原資産価格からの乖離を規制するだけでは不十分であると考えます。例えば、IG証券さんのレンジ取引や「判定価格が二つの権利行使価格の間にある場合に一定の金額を授受する」タイプの取引の場合、二つの権利行使価格が極端に狭い場合には取引開始時点から著しく高いペイアウト倍率となってしまいます。
意見なし (4社)

1. 商品性にかかる留意事項

(3) 取引の公正性

監督指針	【参考】金先協規則
同一の原資産、取引期間及び権利行使価格を有する商品について、新規買付取引と新規売付取引の機会を同時に提供する方法、又は、権利行使価格について、全ての顧客が損失を被る場合が発生するような設定（いわゆる「総取り」）を排除する方法により、店頭デリバティブ取引業者のみが有利となる取引条件を取り除いているか。	（取引方法） 第5条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、次に掲げる方法のうち、少なくともいずれか一の方法をもって、顧客との取引を行う態勢を整備しなければならない。 （1）同一の原資産、取引期間及び権利行使価格とする個人向け店頭バイナリーオプションを用いて、顧客に新規買付取引と新規売付取引の機会を同時に提供する方法 （2）その他、全ての顧客が一斉に損失となる条件設定が取り除かれている仕組みを用いて顧客との取引を行う方法

規制の方向性に係る御照会	【取引の提供方法】 - 取引の公正性を保つため、監督指針で求められているように、以下のいずれかの方法により、バイナリー・オプション取引を提供しなければならない旨を定めてはどうか。 ① 同一銘柄について、顧客に新規買付けと新規売付けの機会を同時に提供する方法 ② すべての顧客が損失を被る場合が発生するような設定を排除する方法
--------------	---

規制事務局案	取引の提供方法については以下の点を規則に定める。 - 取引の公正性を保つため、以下のいずれかの方法により、バイナリー・オプション取引を提供しなければならない。 ① 同一の原資産、取引期間及び権利行使価格を有する商品について、顧客が新規買付けと新規売付けの機会を同時に提供する方法 ② すべての顧客が損失を被る場合が発生するような設定を排除する方法
--------	--

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

(3) 取引の公正性
異存なし （3社）
異存なし。但し、前述のとおり、取引期間中にディープアウトオブザマネーになった場合の規定が必要と考える
取引の公正性、透明性を確保できる体制が必要と考えます
さらに「すべての顧客に同一の権利行使価格（等の取引条件）と取引価格を同時に提示すること」を追加してはいかがでしょうか？
左記②について、外為オプションの規制と同義であるため賛同する。 ①については、新規買付又は売付の機会を同時に提供することができるに留めることが望ましいと考えるが、いずれにしても取引の公正性を担保するため、設定することに賛同する。
意見なし （4社）

1. 商品性にかかる留意事項

(4) 取引価格（対価）

監督指針	【参考】金先協規則
権利行使期間、権利行使価格及び原資産の価格等に照らし、公正な方法により取引価格（対価）を算出しているか。	（取引価格の提示等） 第6条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に提示し、取引を成立させる取引価格に関し、合理的な根拠に基づき決定する仕組みを整備しなければならない。 2 会員は、顧客が、会員から提示される買付価格と売付価格を同時に確認することができる仕組みを整備しなければならない。 3 会員は、ペイアウト額を固定し、取引期間中の個人向け店頭バイナリーオプションの価値の変化を取引価格によって顧客に提示する仕組みを整備しなければならない。

規制の方向性に係る御照会	【取引価格の算出】 - 権利行使期間、権利行使価格及び原資産の価格等に照らし、公正な方法により取引価格（対価）を算出するよう整備することを定めてはどうか。 【売値・買値（取引価格）を同時に確認する仕組み】 1.（2）において、「取引期間中、判定時刻に至るまで、可能な限り、顧客の買付注文又は売付注文に応じるよう努めなければならない」と規定した場合、顧客の途中清算に応じる必要があるため、売値・買値を同時に確認することができる仕組みを整備するよう定めてはどうか。 【取引価格の提示方法】 - ペイアウト倍率※による表示は、射幸心を煽る要因の一つとなることから、ペイアウト額を固定したうえで、残存期間や参照する金融指標等の変化に基づき、取引価格を変動させる仕組みにより、顧客に取引価格を提示するよう定めてはどうか。 ※ペイアウト倍率＝ペイアウト額÷取引価格
--------------	--

規制事務局案	取引価格については以下の点を規則に定める。 - 権利行使期間、権利行使価格、残存期間及び原資産の価格等に照らし、公正な方法により取引価格（対価）を算出し、当該取引価格を顧客に提示する仕組みを整備しなければならない。また、ペイアウト額を固定し、取引期間中の当該バイナリーオプションの価値の変化を当該取引価格の変動によって顧客に提示する仕組みを整備しなければならない。 - 顧客が、取引価格の売値・買値を同時に確認することができる仕組みを整備しなければならない。
--------	---

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

（4）取引価格（対価） 【取引価格の算出】
異存なし （2社）
項番6の回答記載のとおり権利行使価格の設定にあたっては公正な方法で算出するよう整備を図り、事後的に算出根拠となるデータを保存しておくが必要であると考えます。価格算出の根拠が取引の透明性・公正性の確保に繋がるため賛同する。
一般化されたロジックは存在しないことから、本商品を取り扱う各社内でそれぞれ適切なルールを定め、その範囲内で運営することが望ましいと考えます。
・本文の中に含意されていると思うが、オファー・ビッドや業者のマージンについても適正水準であることを説明できるようデータ・インフラを整備するよう明記した方が良いのではないかと考える。業者の総取りではないが、それに近い過大なオファービッドもしくはマージンの確保は牽制すべきではないかと考える。
取引の公正性、透明性を確保できる体制が必要と考えます
意見なし （5社）

【売値・買値を同時に確認する仕組み】
異存なし （3社）
・異存なし。但し、前述のとおり、取引期間中にディープアウトオブザマネーになった場合の規定が必要と考える
取引の公正性、透明性を確保できる体制が必要と考えます
1.（1）③の回答記載のとおり、両方ができることを定めた場合には、当然に転売可能である商品性と解されることから、取引価格を同時に確認できるよう整備を図るべきと考える。
意見なし （5社）

【取引価格の提示方法】
異存なし （3社）
ペイアウト額が固定されている方が顧客にとっても理解し易いと考えられ、この提示方法で問題ないと思います。
ペイアウト額とは単なる表示方法の違いであり、高倍率の設定を規制すれば射幸心の抑制としては十分と考える。高倍率とディープアウトオブザマネーを同じ目線で規制することが重要。
外為オプションの規制と同様にすべき。サービス提供を行う業者にとっては異なる対象原資産であるものの、その商品性の仕組みは同一であれば顧客への提供にあたって平易になると考えられる。但し、算出方法については、上述のとおり顧客への説明は行うべきであると考えます。
意見なし （5社）

4. 適切な取引条件に係る留意事項

(1) 取引条件の算出根拠の開示

監督指針	【参考】金先協規則
(1) ④ 適切な取引条件に係る留意事項 イ. 取引条件の算出根拠の開示について 顧客が合理的な投資判断を行うことができるよう、取引価格、権利行使価格及び判定価格の設定根拠について、十分に顧客に説明しているか。	(取引概要の公表) 第9条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、取引説明書に記載する取引の概要その他顧客が当該取引を適切に行うためにあらかじめ理解すべき事項を公表しなければならない。 2 会員は、前項により公表する事項について、その解説及び顧客の理解に資する情報を顧客に周知し、顧客の理解の促進に努めなければならない。 (取引説明書) 第13条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に交付する取引説明書又は同書に付属する資料に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 第9条第2項に規定する解説 (2) 次条第1項に規定する確認書に記載する事項に関する説明

規制の方向性に係る御照会	【取引条件の算出根拠の開示】 - 顧客が合理的な投資判断を行うことができるよう、取引価格、権利行使価格及び判定価格の設定根拠について、あらかじめ顧客に説明しなければならない旨を定めてはどうか。 - 取引の概要等の公表について定める必要があるか。
--------------	--

規制事務局案	取引条件の開示については、以下の点を規則に定める。 自社の取扱うバイナリー・オプション取引を適切に行うために顧客があらかじめ理解すべき事項を公表しなければならない。 ※ 顧客への周知・理解の促進については、次回WGの「顧客への情報提供に係る留意事項」において、検討を行うこととする。
--------	---

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

(1) 取引条件の算出根拠の開示
取引価格、権利行使価格及び判定価格の設定根拠について、あらかじめ顧客に説明しなければならない旨を定めることに、異存ございません。 取引の概要等の公表については、投機性の高い金融商品であること、一般的に情報格差が大きい業者と顧客の間の相対取引であること等を鑑み、投資家への情報開示をより拡充するため、取引概要の公表は有益であると考えます。
取引価格、権利行使価格及び設定価格の設定根拠について、あらかじめ顧客に説明することを規定することには、特に異論はありません。 取引概要等の公表については、各取扱業者が顧客に説明する必要があると考える内容を、各業者の判断で公表したほうがよいと考えます。
- 異論なし - 当該投資家に説明を行っていれば、公表は必ずしも必要ないと思われる。
項番6、7、8の回答記載のとおり、商品の仕組みとして顧客への説明は必要であると考えられるため、左記の案に賛同する。
- 取引価格等の算定根拠を説明すること自体は異存は無いが、権利行使価格や判定価格の算定根拠を示すことが顧客の「合理的な投資判断」に結びつくかどうかは疑問。寧ろ、市場（インデックス）動向（基本的な変動要因、最近の動き、最大変動幅等）の説明・開示の方が重要ではないか。 - 顧客への取引内容の説明は重要と考えるが、「取引の概要」では規制としての拘束力およびその効果に疑問あり。「損失リスクの説明」等、もう少し具体的な項目を設定する必要があるのではないか。
特に異論はありませんが、顧客説明や公表等については、他の金融商品とのバランスを考慮したうえで判断すべきと考えます。
そもそも、自らリスクを理解し、投資判断が出来る顧客のみを対象とすることと、そうした顧客に対してリスク説明、最大損失の説明を行うことで対応するべきと考えます。
意見なし （4社）

4. 適切な取引条件に係る留意事項

(2) 取引停止（いわゆる「売切れ」）

監督指針	【参考】金先協規則
(1) ④ 適切な取引条件に係る留意事項 ロ. 取引停止（いわゆる「売切れ」）について取引停止は顧客へのサービスの中断、流動性の供給の停止となることを踏まえ、顧客への影響を考慮し、以下の対応を行っているか。 ア. 顧客に対し、事前に取引停止の判断基準を説明しているか。 イ. 取引停止の発生時に、発生した旨及びその理由をホームページ等に公表するほか、文書で保存しているか。 エ. 取引停止の発生時に、担当部署以外の第三者等による発生原因の解明やモニタリングを行い、再発防止に取り組んでいるか。	(取引の執行) 第16条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、特別の事由なく、顧客との取引を停止又は遅延させてはならない。 2 会員は、前項の事由を想定し、あらかじめ、顧客にその概要を説明しなければならない。 3 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引の停止又は遅延が生じた場合、速やかに関係する顧客に周知するため、当該事実及びその発生事由を公表するとともに、発生時の取引状況等を検証し、再発防止に努めなければならない。 4 会員は、前項の検証結果を書面にて保存しなければならない。 5 会員の内部管理担当役員等は、第3項の検証が適切に行われる態勢を整備しなければならない。 6 会員の内部監査部門は、第3項による検証の仕組み、その内容の妥当性を確認し、かつ、再発防止に向けた取り組みを監督しなければならない。

規制の方向性に係る御照会	【取引停止の判断基準の説明】 - 取引期間中、顧客の売り、買いに応じる仕組みを規定することとなった場合、理由なく売買一方の価格の提示を行わないことはできず、ある商品に対して、売値、買値を一切提示しない、いわゆる「売切れ」の状態を発生させること自体、当該規定に反することとなると思われる。 - また、権利行使価格及び原資産の価格、判定までの時間などの条件をもとに取引価格を算出した結果、ペイアウト額と同額若しくは限りなくペイアウト額に近い数値となることは、特に取引期間を長く取った場合には、起こりうると思われる。 - 以上を前提として、システム障害や参照指標の配信停止などの理由により、取引の継続や新規取引を停止する可能性がある場合には、顧客に対し、あらかじめ取引停止の判断基準を説明しなければならない旨を定めてはどうか。 【取引停止のHP公表等】 - 顧客との間で、取引の継続の停止又は新規取引の停止が発生した場合には、当該障害等が発生した旨及びその理由をホームページ等に公表すると共に、検証結果を文書で保存する旨を定めてはどうか。 【原因の解明及びモニタリング】 - 取引停止の発生原因の解明を行い、その解明が適切に行われたかどうかについてのモニタリングを行う体制を整備する旨を定めてはどうか。
--------------	---

規制事務局案	取引停止に関しては、以下の点を規則に定める。 - 参照指標の配信停止やシステム障害等の理由により、顧客との取引継続の停止又は新規売買取引の停止又は遅延（以下、「取引停止等」という。）が生じる可能性のある場合には、顧客に対し、あらかじめ想定される取引停止等の発生事由を説明しなければならない。 - なお、マーケットの急変等により、適正な取引価格が「ペイアウト額と同額」又はゼロとなる場合に、当該取引価格を提示することは妨げられない。 - 顧客との間で、取引停止等が発生した場合には、取引停止等が発生した旨及びその理由をホームページ等に公表しなければならない。 - 取引停止等の発生理由の検証を行い、その結果を書面で保存し、その検証が適切に行われたかどうかについてモニタリングを行う態勢を整備しなければならない。
--------	--

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

(2) 取引停止（いわゆる「売切れ」） 【取引停止の判断基準の説明】
異存なし （3社）
・異存なし。但し、前述のとおり、取引期間中にディーブアウトオブザマネーになった場合の規定が必要と考える
取引の公正性、透明性を確保できる体制が必要と考えます
特に異論はありませんが、他の金融商品とのバランスを考慮したうえで判断すべきと考えます。
外為オプションの対象原資産である為替と異なり、有価証券等については市場ルールに基づき値付が停止となる場合がある（サーキットブレイク等）。現在、eワラントにおいても対象原資産によっては売買が停止された場合、カバーができないことから、取引は停止せざるを得ない場合がある。 例示したeワラントの場合、契約締結前書面へ停止のする場合の例示が列挙されているため、同様に判断基準を定めて説明すべきであると考えます。
意見なし （4社）

【取引停止のHP公表等】
異存なし （4社）
取引停止になった場合のHPでの公表については賛同するが、取引停止と障害を大別して考える必要があるか検討すべきであると考えます。 また、取引停止の事情の合理性を確認するためには検証結果の保存は必要であると考えます。
意見なし （6社）

【原因の解明及びモニタリング】
異存なし （4社）
取引停止の事情を障害と商品性とに大別した場合、障害は障害管理としてモニタリングを行う必要があり、また商品性に伴う停止であった場合には、商品管理の所管部署以外の第三者がモニタリングを実施のうえ適切に行われたものであるか否かのチェックは必要であると考えますため、左記の案に賛同する。
モニタリング体制の整備については異論ございませんが、他の金融商品において求められるレベル等を考慮したうえで判断すべきと考えます。
意見なし （5社）

4. 適切な取引条件に係る留意事項

(3) 取引条件に関するモニタリング

監督指針	【参考】金先協規則
(1) ④ハ、取引条件に関するモニタリングについて 取引価格や判定価格について、担当部署以外の第三者等によるモニタリングを行い、適切性を検証しているか。	(価格等の点検) 第17条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に提示し、約定した取引価格が、第6条第1項に基づき適正なものとなっていることを点検しなければならない。 2 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引の判定価格が、誤って配信された数値又は恣意的な操作による不正な数値を用いて決定されていないことを点検しなければならない。 3 会員は、前2項の点検結果を書面にて保存しなければならない。 4 会員の内部管理担当役員等は、第1項及び第2項の点検が適切に行われる態勢を整備しなければならない。 5 会員の内部監査部門は、第1項及び第2項による点検の仕組み、その内容の妥当性を確認しなければならない。

規制の方向性に係る御照会	【モニタリング態勢の整備】 適正な取引価格や判定価格により取引が行われているかどうかその他規則に定める規定を遵守するため、必要な社内規則を制定し、当該規則が適切に履行されているかについて、例えば内部管理統括責任者の責任において、定期的に検査する態勢を整備しなければならない旨を定めてはどうか。
--------------	---

規制事務局案	モニタリング態勢の整備については、以下の点を規則に定める。 適正な取引価格、判定価格による取引その他の本規則に定める事項を遵守するため、必要な社内規則を制定し、当該規則が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において、定期的に検査する態勢を整備しなければならない。
--------	--

規制の方向性に係る御照会に対するご意見

(3) 取引条件に関するモニタリング
異存なし (3社)
適正な取引価格や判定価格により取引が行われているかどうか、その具体的点検方法や点検頻度等も含めて社内規則を制定することを、社内規則モデル等に盛り込むべきと考えます。
他の提供商品同様、協会規則の定めに従い社内規程を整備する必要があると考えるため、左記の案に賛同する。
取引の適正性の確保からモニタリングは必須と思われます。
他の金融商品において求められるレベル等を考慮したうえで判断すべきと考えます。
意見なし (4社)

個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン

平成 25.7.18 制定

Ⅰ. 目的

このガイドラインは、個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則（以下「規則」という。）の趣旨、規則各条の註解及び規則の運用上の留意点等を示すことを目的としています。

Ⅱ. 規則制定の趣旨及び経緯

平成 21 年 8 月より段階的に始まった外国為替証拠金取引に対する証拠金規制と期を合わせて、個人顧客向け、通貨（通貨指標）を原資産とし、継続・反復して取引を行うことができる店頭バイナリーオプション取引（以下「個人向け店頭バイナリーオプション取引」という。）を新たに取引扱う会員が増加し、現在、その取引高は増加傾向にあります。

一方、個人向け店頭バイナリーオプション取引は、現時点では、外国為替証拠金取引と比べ、広く個人投資者に浸透したデリバティブ取引であるとは言えず、外国為替証拠金取引とは異なるリスク・リターンを有しているにも関わらず、例えばインターネット上では、単に損失が限定された安心できる外貨投資であると喧伝されるなど、その商品性について、顧客に誤った印象が定着するおそれが認められます。

そもそも、オプションは定められた権利行使期限（満期）において、オプション自体が消滅するため、原資産のように顧客が長期にわたって保有するには適していない金融商品であり、¹さらには、極めて短期間に満期となるオプションを投機的な取引に用いるならば、いわゆる賭博との境目が無くなり²、金融商品取引全体の発展に好ましからざる影響を与える可能性があるとの意見も見られるところとなっています。³

バイナリーオプション取引は、投資損失が一定額に留まることから、他の形態のオプション取引に比べても、なお一層、投資者を安易な投資に導く可能性があり、そうした金融先物取引を、顧客における過度の投機的取引を未然に防ぎ⁴、健全な金融商品取引が行われる環境の整備に努めるという本協会の会員における基本的な業務姿勢の下で、どのように取り扱うべきか、具体的な論点を整理し、自主規制としての対応を検討する必要が生じ、自主規制部会と業務部会の承認を得て、バイナリーオプションワーキンググループを設置しました。

ワーキンググループの会合は平成 25 年 5 月 16 日まで合計 12 回行われましたが、平成

¹ 外国為替証拠金取引は、通貨の直物取引の決済を無期限に延期する仕組みとなっており、原資産取引に類似する性質を有していると考えられています。

² デリバティブ取引といわれる賭博との境界については、たとえば日銀を事務局とする金融法委員会による「金融デリバティブ取引と賭博罪に関する論点整理」（平成 11 年 11 月 29 日）などの文献があります。

³ 例えばインターネット上のブログ等においても、きわめて満期が短いバイナリーオプション取引が広がるにつれ、金融商品として不健全であるなど否定的な意見が見られるようになりました。

⁴ 本協会業務取扱規則第 19 条などを通じて、本協会の会員は、バイナリーオプションに限らず、自ら取り扱う金融先物取引全般にわたり、顧客による過度の投機的取引を防止に努めることが求められています。

24年12月12日には、「個人向けバイナリーオプションにかかる自主規制の骨子」をまとめ、続いて平成25年4月24日には最終報告を公表し、平成25年5月16日には規則とガイドラインの素案を採択して、バイナリーオプションワーキンググループとしての活動を終わりました。

素案は、これまで取り扱われてきた各会員の個人向け店頭バイナリーオプション取引の商品設計や取引方法の見直しを求め、さらに取引開始基準、取引限度額管理の具体的な方法や顧客からの信頼性確保の基本となる取引価格の適正化にかかるルール、投資者への啓蒙の観点からの情報開示、広告態勢の整備などに亘る業務全般を対象とするものとなりました。

その後、素案は、個人向け店頭バイナリーオプション取引と同様に個人向けデリバティブ取引として先行する外国為替証拠金取引の自主規制等を検討する、FX 部会幹事会に報告されるなど本協会内の諸手続きを経て、平成25年7月18日、理事会決議をもって制定されました。

Ⅲ. 註解・ガイドライン

1. 規則の目的および適用範囲（第1条関係）

この規則は、金融商品取引法（以下「法」という。）第2条第22項第3号又は第4号に規定する店頭オプション取引であって、規則第2条（2）に掲げる金融商品等を原資産とし、個人顧客に向けて、継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組みの店頭バイナリーオプションに関し、投資者による過度の投機的取引を予防し、投資者に適した取引を提供することなどにより、投資者保護を図り、同オプションを取り扱う会員の業務態勢を適切に整備するために必要な事項を整理、規定するものです。

平成25年7月18日現在、当協会の会員による、取引所バイナリーオプション取引（海外取引所取引を含む）の取り扱いが見られないことから、本規則の対象とはしていませんが、今後、継続的かつ反復して取引が行える仕組みをもって、これらバイナリーオプションを個人向けに取り扱う場合には、会員は、本規則と本ガイドラインの制定趣旨およびその内容を十分に理解し、慎重に取り扱う必要があるものと考えます。

なお、「継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組み」とは、例えば、同一の顧客が、同種類の金融商品等を繰り返し取引できる仕組みを指します。

2-1-1. 一定の条件（第2条第1号関係）

「一定の条件を満たした場合」とは、権利行使価格と判定価格の位置関係が、判定価格 $\geq$ 権利行使価格や判定価格 $\leq$ 権利行使価格といった、あらかじめ契約に定める所定の状態となっていることを表します。

規則第2条1項1号の商品定義では、権利行使価格の設定数、あるいは判定が行われるタイミングについて特に制約を設けていないので、レンジバイナリー⁵オプションなど

⁵ 2つの権利行使価格を用いて価格帯を設定し、判定時の原資産価格がその価格帯の中にあるか否かによってペイアウトを決定するバイナリーオプション

の権利行使価格が複数設定されるタイプやワンタッチオプション⁶などのアメリカンタイプ⁷なども、継続的かつ反復した取引が行える仕組みをもって、個人向けに提供する場合には、本規則の対象取引となります。

なお、判定価格と権利行使価格の位置関係は、以上（ $\geq$ ）、以下（ $\leq$ ）、超（ $>$ ）、未満（ $<$ ）、同値（ $=$ ）などの決め方がありますが⁸、権利行使価格と判定価格について、いずれの関係を権利行使の条件とする場合であっても、顧客が誤解しないように、十分に説明し、顧客の理解を得ることに努めなければなりません。

2-1-2. 一定の金銭（第2条第1号関係）

一定の金銭とは、バイナリーオプション取引においてペイアウトにより支払われる金銭であって、バイナリーオプションが権利行使によりペイアウトとなった場合には、契約によりあらかじめ定められた固定額を支払うこととなる場合の固定額を指します。

例えば、原資産の価格が権利行使価格に達した場合に権利行使することができるプレーンオプション⁹と原資産の予約取引を1つのデリバティブ取引契約としてまとめ、結果として、権利行使により顧客が固定額のペイアウトを受け取る仕組みの取引¹⁰であっても、継続的かつ反復して取引が可能で、個人向けに提供される場合には、実質的にバイナリーオプションと変わらないため、本規則の対象となり得ます¹¹。

また、権利行使価格を3つ以上設定し、それぞれの権利行使価格によって作られる価格帯に対して異なる固定額のペイアウトが支払われる仕組みも本規則の対象となり得ます。

ただし、設定されたいずれかの権利行使価格によって権利行使条件が満たされたときには、オプションの取得者が一定額をオプションの付与者に支払うと原資産を受け取ることができる仕組みやオプションの取得者が受け取るペイアウト額には上限が設けられていない仕組みなど¹²は、本規則の対象とはなりません。

2-2. 原資産について（第2条第2号関係）

個人向け店頭バイナリーオプションは、法第2条第22項第3号又は第4号に規定するオプション取引の1形態です。

法第2条第22項第3号イに該当するオプションについては、権利行使によりオプシ

⁶ 権利行使を可能とする期間を設け、その期間中に原資産価格が権利行使価格に達した時点でペイアウトが確定されるバイナリーオプション

⁷ 一般に権利行使期間中の任意のときに権利行使ができるオプションをアメリカンタイプ、満期日（オプション契約の有効期限）にのみ権利行使ができるオプションをヨーロピアンタイプ、満期日までの期間、複数回、権利行使が行えるものをバミューダ・タイプと呼びます。

⁸ 判定価格＝権利行使価格の場合には、その他の位置関係のときと異なるペイアウト額とするオプションや権利行使価格を3本以上設定し、各権利行使価格によって作られる価格帯に応じて異なるペイアウト額とするオプションも本規則の対象となり得ます。

⁹ オプションの原型を指し、権利行使価格をもって原資産を取得することができるオプション（コールオプション）又は権利行使価格をもって原資産を譲渡することができるオプション（プットオプション）を指します。

¹⁰ 例えば1ドル100円を権利行使価格とし、権利行使が行われた場合には、同時に1ドル101円でドルを買い戻す契約を組み合わせることによって、あらかじめ定める一定額（1円）をペイアウトするような仕組みを指します。

¹¹ ただし、当該取引がオプションとなっていない場合、あるいは継続的かつ反復して取引が行える仕組みでない場合や個人投資者との取引を行わない場合には対象となりません。

¹² 部分的にプレーンオプションとしての性格を有しているものを指します。

ョンの付与者と取得者における売買の対象となる金融商品を原資産とといいます。

法第2条第22項第3号ロに該当するオプションのうち、当協会の所管する範囲は、法第2条第22項第1号に該当する取引（先渡取引）若しくは法第2条第22項第2号に該当する取引（指標先渡取引）を成立させることができる権利（オプション）となるため、先渡取引の対象となる金融商品又は指標先渡取引において授受される金銭を算出するための金融指標を原資産とといいます。

また、4号に該当するオプションは、金融指標を用いて、あらかじめ定めた金融指標の値と権利行使が行われたときの金融指標の値の差によって算出される金銭を授受することとなる取引を成立させる権利であり、その金銭を算出するための金融指標を「原資産」といいます。¹³

バイナリーオプションの原資産についても、同様です。

なお、当協会の所管するオプション取引の対象となる原資産は、金利先物取引の対象となる預金契約に基づく債権等（法第2条第24項第2号に規定するものに限る。以下「預金等」という。）、通貨（法第2条第24項第3号）及び金融指標のうち、預金等の金利または通貨に関連するものとなります。¹⁴

また、金融指標には、個々の通貨の価格や預金等の金利そのもの指標とするもの（法第2条第25条第1号）と複数の通貨の価格や預金等の金利をまとめた、いわゆるインデックス（法第2条第25項第4号）に該当するものがあります。

2-3. 権利行使価格について（第2条第4号関係）

バイナリーオプションの権利行使価格とは、ペイアウトの有無を確定する判定において判定価格と照合するために、あらかじめ定められた原資産の基準価格（または値）を意味します。¹⁵

2-4. 判定価格について（第2条第5号関係）

「判定価格」とは、バイナリーオプションの取得者が権利行使を行った時点の原資産価格を意味します。あらかじめ定められた判定時刻によってのみ自動的に権利行使が行われる契約や原資産価格が一定の価格に達したときには自動的に権利行使となる契約でも判定が行われるときの原資産価格を指します。

2-5. 期間、時点の関係について（第2条第8号関係）

取引期間の終了時をもって判定が行われる場合の取引期間、判定時刻、売買可能期間などの関係は次のとおりとなります。

¹³ 金融商品取引法第2条第22項参照

¹⁴ 法第2条第22項第3号ロに該当する取引には、為替先渡取引（Foward Exchange Agreement/FXA、差金決済型為替先渡取引（Non-Deliverable Forward/NDF）などの金融先物取引も対象となります。

¹⁵ プレーンオプション（コール）の権利行使価格とは、オプションの取得者が権利を行使し、オプションの付与者から原資産を取得するときに、オプションの取得者が付与者に支払う原資産の取得価格を意味します。



注：売買終了時間は、可能な限り判定時刻に近づける必要があります。

2-6. 【参考】「商品」「銘柄」「回号」について

このガイドラインにおいては、「商品」「銘柄」「回号」について、以下のとおり整理しています。

- ①商品：「バイナリーオプション¹⁶」「レンジバイナリーオプション」「ワンタッチオプション」など権利行使の条件設定方法による区分とヨーロピアンタイプ、アメリカンタイプなどの権利行使を可能とする期間による区分、さらにコール、プットの別がある場合にはコール、プットの別を組み合わせたものを1つの商品とします。
- ②銘柄：権利行使価格又はペイアウトに用いる通貨の別に関わりなく、原資産（通貨の場合には通貨ペア（通貨指標））の別をもって1つの銘柄とします。
- ③回号：商品の別あるいは銘柄の別に関わらず、取引期間の開始時刻と終了時刻の一对を回号とします。

複数の商品、銘柄、回号を扱う場合には、たとえば、以下のように表されます。

（商品）	（銘柄）	（回号）	（取引時間）
バイナリーコール	ドル／円	第1回	午前9時00分～午前11時00分
バイナリープット	ポンド／円	第3回	午後3時00分～午後5時00分
レンジバイナリー	ユーロ／ドル	第3回	午後3時00分～午後5時00分

なお、例えば2時間取引と12時間取引など、異なる取引期間の取引を同時に扱う場合には、商品の区分を「バイナリーオプション（2時間）」「バイナリーオプション（12時間）」とするなど、取引期間の異なる取引であることが顧客に誤解なく伝わるように、表示する必要があります。

3. 「取引期間」について（第3条関係）

平成25年4月24日に公表した本協会バイナリーオプションワーキンググループ最終報告に基づき、当面の間、個人向け店頭バイナリーオプション取引の取引期間については、2時間以上とすることが適当であると考えます。

したがって、個人向け店頭バイナリーオプション取引を取り扱う会員は、2時間以上の

¹⁶ ここでは、取引期間の終了時のみ判定が行われペイアウトするもの（バイナリーオプションの原型）を指します。

値をもって、取引期間の最低基準値を自ら定め、業務を管理する必要があります。

一定の算定方法により権利行使価格を定める場合には、具体的に権利行使価格が決定し、顧客との取引を行う時点から判定時刻までの期間が基準値の対象期間となります。

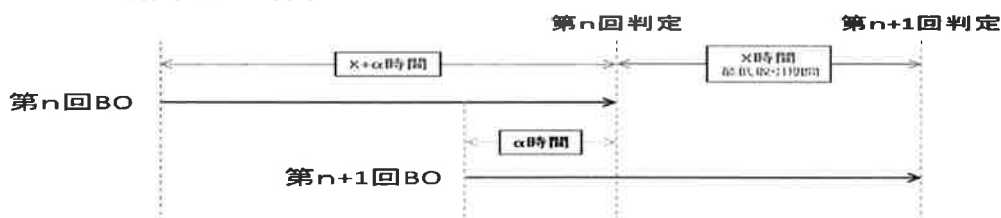
連続する回号について、取引期間を重複させることは可能です。ただし、取引期間を重複させる場合には、先行する回号の判定時刻と後行する回号の判定時刻との間隔を自社の取り決める最低基準値以上に広げる必要があります。

取引期間の長さが同じ場合に限らず、その長さが違っていても、異なる銘柄の取引について、それぞれの判定時刻の間隔が2時間未満となるように設定することは、顧客における過度の投機的取引の誘因となる可能性があり、合理的な根拠¹⁷がない限り不適切であると考えます。

一定の算定方法により権利行使価格を定める場合であって、顧客との取引の開始後に権利行使価格が具体的に決定される場合、一つの回号内に、複数の異なる時刻を持って権利行使価格を決定することは、顧客における過度の投機的取引の誘因となる可能性があり、合理的な根拠のない限り不適切であると考えます。

また、商品が異なる場合であっても、顧客における過度の投機的取引の誘因とならぬよう、異なる商品間の回号の設定には、相互の判定時刻の間隔について、十分に留意しなければなりません。

例
最低取引期間：X時間
BO取引期間：X+α時間



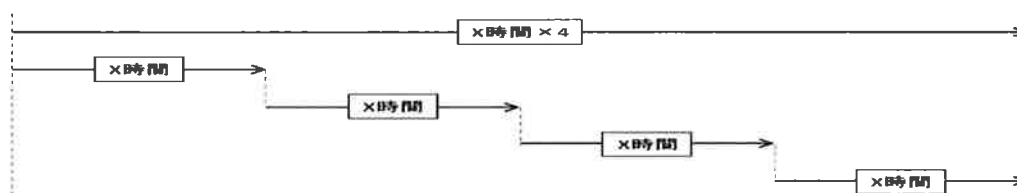
1日のBO設定可能数は $\frac{24}{X}$ 回となる

なお、異なる取引期間の回号を重複して設定することも可能です。ただし、回号の重複

¹⁷ 東京、ロンドン、ニューヨークといったそれぞれの主要市場において、もっとも活発に取引される通貨ペアを分類し、それぞれの市場の取引時間に合わせて回号を設けることや流動性に制限のある特定の通貨について、流動性を確保しうる時間帯に合わせて回号を別に設けることは合理的な根拠の1つと考えられます。また、通貨の価格変動に影響を及ぼす経済指標等の公表時刻を勘案し、特定の営業日の回号を調整することは当該営業日における回号の設定根拠としては合理的であるとも考えられます。

が顧客における過度の投機的取引の誘因とならぬよう、十分に留意する必要がある¹⁸点については変わりません。

例
最低取引期間：×時間



4. 売買期限（第4条関係）

個人向け店頭バイナリーオプション取引の透明性を高め、投資者の不測の損失の発生を可能な限り取り除くためには、取引所上場オプションなどの例に準じて、判定時刻の直前まで顧客が自由に売買できる環境を提供することが必要と考えます。

当協会事務局が確認（平成24年9月時点）したところによれば、米国 NADEX 市場に上場する通貨バイナリー契約では、おおよそ判定時刻の2分前まで投資者による売買が行われています。こうした先行事例を参考に、取扱会員は判定時刻の直前まで取引を行う態勢の整備に努めなければなりません。

一方、実際の取引においては、判定時刻直前になると取引価格のスプレッドが大幅に拡大し、顧客との取引が円滑に行うことができないことが想定されます。そのような状況が常態化する恐れがある場合には、「3. 取引期間について」に示す、取引期間の重複についての考え方をを用い、顧客が次の回号に円滑に移行できる環境を提供することも有効な対処方法と思われます。

なお、取引期間を重複させる場合であっても、先行する回号については判定時刻の直前まで顧客のポジション解消のための取引に応じる必要があります。¹⁹

5. 取引方法（第5条関係）

個人投資者を広く対象とする金融先物取引の発展のためには、取引価格やその他の取引条件が公正なものであると顧客から信頼される仕組みとすることが重要です。店頭取引においては、外形的には顧客と利害が相反することから、なお一層、信頼される仕組みが求められるものと考えられます。

個人向け店頭バイナリーオプション取引においては、会員が設定する権利行使価格や提示する取引価格が会員の側に一方的に有利なものとなっていないか、顧客には容易に判断できません。

そこで、顧客がオプションの取得者にも付与者にもなれることとすれば、例えば、権利

¹⁸ 例えば取引期間を24時間とする回号について取引期間の途中で権利行使価格の追加を行えることとする場合には、権利行使価格の追加することができる期限以前に、異なる取引期間の回号が複数重複する設定は合理性に乏しく、好ましくないものと考えられます。

¹⁹ 取引期間を重複させる場合、先行する回号では、顧客と円滑に取引できる価格の提示が困難となりつつある状況となりますので、新規建取引については後行する回号が受け止めることとし、先行する回号の新規建取引については、後行の回号が開始となった後、顧客との取引が円滑に行うことが困難となった時点で終了とすることは可能と考えます。

行使価格に対して業者が割高な取引価格を提示した場合には、顧客は付与者となって割高な取引価格（プレミアム）を受け取ることができます。すると、オプションの取得者となった業者の方が不利となりますので、常時、顧客が買付取引も売付取引も行えるようになると、業者にとっては適正な取引価格を提示し、取引を拡大することが最善の選択となります。

業者が最善の選択に従って行動し、顧客がそうした業者の姿勢を理解すれば、取引価格に対する顧客からの信頼感が高まっていくものと思われます。（1号）

顧客が取得者にも付与者にもなれる方法以外であっても、業者側のみが有利となる取引条件（いわゆる「総取り」）を取り除くことで、同様の効果が期待できるものと思われます。

例えば、バイナリーオプション取引のペイアウトと損失額が一定額であるという関係から、理論的には、

$$\text{コールオプション価格} = \text{ペイアウト額} - \text{プットオプション価格}$$

となる関係²⁰を利用し、同一の通貨、権利行使価格、取引期間とするバイナリーコールオプションとバイナリープットオプション²¹の買付取引を同時に取り扱う方法が考えられます。

ただし、上記の関係を裏付ける理論値をもとに実際の取引価格を生成すると、完全に上式に合致する結果とはならないこともあり²²、そのような場合には、あらかじめ顧客にそのような状態が生ずる理由を十分に説明することが必要です。²³

一方、顧客に十分に説明したとしても、上記関係式から得られるコール・プット価格の関係から著しく異なる価格は不適正であると認識し、自社の価格管理を行う必要があります。（2号）

6・1. 合理的な根拠（第6条第1項関係）

「合理的な根拠に基づく価格」とは、個々の回号に対し、Black＝Scholes Model など所定の理論式を応用した価値計算の結果を基礎として組成された価格を指します。²⁴

²⁰ ただし、コールは判定価格 $\geq$ 権利行使価格、プットは判定価格 $<$ 権利行使価格とするなど、判定価格＝権利行使価格の場合のペイアウトの帰属をコール、プットいずれか一方のホルダーのみに属することとする場合に限ります。

²¹ 判定価格が権利行使価格以上（又は上回る）ときにペイアウトが発生するバイナリーオプションをバイナリーコールオプション、判定価格が権利行使価格以下（又は下回る）ときにペイアウトが発生するバイナリーオプションをバイナリープットオプションといいます。

²² たとえばコール、プットともに買付取引のみを扱う場合であって、業者収益分を加えて取引価格を提示するときには、収益相当分が影響し、本文中の関係式が成立しないことなどが考えられます。この場合、コール、プットともに同程度の業者収益分が加算されており、かつ、取引解消価格を業者収益分を除いた額とし、さらにコールの取引解消価格とプットの取引解消価格の合計がペイアウト額となる関係が成り立つならば、合理的な説明を有するものと考えられます。

²³ 関係式を成立させるため、コールとプットのいずれか一方に判定価格＝権利行使価格のときのペイアウトを付ける場合には、顧客が誤解しないように、コールとプットによって判定価格＝権利行使価格となったときのペイアウトの扱いが異なることを十分に説明し、理解を得る必要があります。

²⁴ たとえば、ギャンブルに用いられるオッズによる価格などは、個々の金融商品に対する合理的な根拠に基づく価格とは言えません

6-2. 2WAY方式（第6条第2項関係）

買付価格と売付価格を同時に確認することができる仕組みとは、売値と買値を同時に顧客に提示する、いわゆる2WAY方式を指します。

常時、売値と買値を同じ値とする場合に提示される価格は1つとなりますので、そうした仕組みとすることは問題ありません。

なお、バイナリーコールオプションとバイナリープットオプションを同時に用いて買付取引のみを行う場合においても、顧客の建玉の解消取引に応じなければならず、解消取引のための価格を買付価格とともに顧客に提示する必要があります。

ただし、取引期間の一部を重複させ、先行する回号について、顧客が新規ポジションを取得した場合には、その後は判定時刻の直前まで、顧客のポジションの解消に係る取引価格のみの提示となることは問題ありません。

6-3. ペイアウト額の決定（第6条第3項関係）

取引期間中のオプション価値の変動は、オプションプレミアムの変動（取引価格の変更）をもって示さなければなりません。したがって、取引価格を固定し、価値変動はペイアウト額をもってのみ示す方法は認められません。

ペイアウト額は、権利行使価格と判定価格の位置関係を利用して、複数設定すること²⁵も可能です。ただし、各回号の取引開始時点ではペイアウト額が定められていることが必須²⁶となります。

なお、取引価格に対するペイアウト倍率を表示する、あるいは複数の取引を一括りにして取引することなど、みだりに顧客に過度の投機的取引を誘引するような価値の示し方をしない態勢を整える必要があります。²⁷

7-1. 権利行使価格の決定時期（第7条第1項関係）

一定の算定方法により権利行使価格を定める場合であって、顧客との取引の開始後に権利行使価格が具体的に決定される場合を除き、権利行使価格は各回号の取引開始時点で定

²⁵ 判定価格＝権利行使価格の場合には異なるペイアウト額とする仕組み、あるいは2つ以上の権利行使価格を用い、それぞれの権利行使価格によって作られる価格帯別にペイアウトを定める仕組みなども考えられます。ただし、ペイアウト倍率を高める目的をもって、そうした仕組みを用いることは、本規則の制定趣旨に反するものと考えます。

²⁶ 顧客が価格を比較検討し、妥当性を理解するためには、ペイアウト額は各回号の開始時点で決定されていなければなりません。取引期間中の顧客が支払った顧客ごとに異なる取引価格と同等額をペイアウトする仕組みとすると、顧客ごとに異なるバイナリーオプションを取引することとなり、価格の比較検討が行えなくなりますので、認められません。ただし、合理的な取引価格であることを前提に、例えば、判定価格＝権利行使価格となった場合には、取引が不成立となる契約などを用いて、ペイアウトとは異なる方法をもって顧客に取引価格が戻される仕組みを用いることは可能であると考えられます。

²⁷ 顧客が各社の価格を比較検討できるようにするためには、価格の表示単位などについて共通化する必要があります。たとえばドル円プレーンオプションであれば、1ドルに対する取引価格を顧客に提示することが基本と考えられます。一方、バイナリーオプションの価格計算の仕組みを踏まえれば、ペイアウト額を基準とする取引価格を提示せざるを得ず、そのような条件下で顧客における取引価格の比較参照性を保持しようとするならば、ペイアウト金額については、例えば1000円、10,000円など、顧客が比較しやすい単位とすることが望まれます。ただし、オプションの取引価格を1,000円、5,000円など、顧客の投資額を固定し、付与するオプションの数量を調整する仕組みは、顧客の価格比較性が損なわれるおそれがあるほか、顧客による過度の投機的取引を誘引する可能性もあり、不適切なものと考えられます。

められている必要があります。たとえば取引開始時間を 00 時 00 分 00 秒としたとき、00 秒の最初の原資産の表示価格（ティック）をもって権利行使価格とすることはできません。ただし、一度定めた権利行使価格は、取引期間中に変更することはできません。

7-2. 権利行使価格の追加設定（第 7 条第 2 項関係）

取引期間内の権利行使価格の追加設定は、第 2 項各号に掲げる条件をすべて満たしたときに限り、行うことができます。

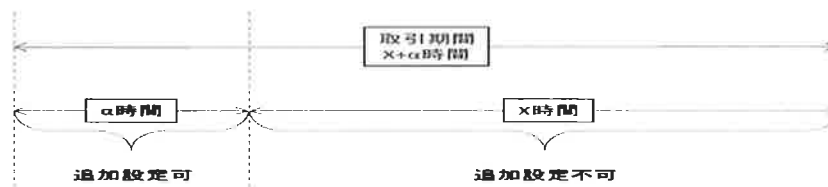
このうち（1）は、各回号に設定した権利行使価格のうち 1 つでも顧客との取引が円滑に行われていれば（その価格がアットザマネーでなくとも）、追加することは認められないことを示しています。

円滑に行われていない状況とは、例えば、追加しようとする時刻以前には顧客との取引が途絶えており、かつ、追加後の為替相場が、既設の権利行使価格の方向に動く見込みがない状況であることなどが考えられます。

因みに権利行使価格を追加することとなった場合でも、追加前に設定した権利行使価格に基づく取引価格を引き続き提示し、かつ、すでにポジションを有する顧客のポジション解消の取引に応じる必要があります。

（2）は、権利行使価格を追加することができる期限を規定しています。規定の内容は、次の例のとおりです。

例
最低取引期間：x 時間
BO 取引期間：x+α 時間



（3）は権利行使価格を追加設定できることとする場合の前提条件を示しています。すなわち、権利行使価格の追加がある旨および追加の方法を顧客に事前に十分に理解してもらうため、あらかじめ取引説明書に記載するほか、公表する取引概要にも記載することを規定しています。

8. 権利行使価格の決定方法（第 8 条関係）

個人向け店頭バイナリーオプション取引では、少なくとも取引開始時点では高ペイアウト倍率²⁸とならぬよう、権利行使価格を適切に定める必要があります。

本規則に従い取引される個人向け店頭バイナリーオプションはペイアウト額が一定であ

²⁸ ペイアウト倍率＝ペイアウト額÷オプション価格

るので、取引価格が低いとペイアウト倍率が高まります。

取引価格は、アウトオブザマネーの場合は、権利行使価格が原資産の価格から乖離するほど取引価格は低下し、インザマネーの場合は、権利行使価格が原資産価格から乖離するほど取引価格が上昇します。

また、アウトオブザマネー側の権利行使価格では、取引期間が長いほど取引価格が上昇し、逆にインザマネー側の権利行使価格では、取引期間が長いほど取引価格が低下します。

このため、高ペイアウト倍率を取り除こうとするときには、取引開始時の原資産価格を挟んで設定される権利行使価格の幅と取引期間の長さのバランスを図り設定する必要があります。

なお、権利行使価格の幅は、例えば、取引期間と同等の長さ（時間）における対象通貨のインプライドボラティリティーやヒストリカルボラティリティーが目安となるものと考えられます。

ただし、ボラティリティーを権利行使価格の設定基準として用いる場合であっても、取引開始の段階で著しく高いペイアウト倍率とならぬよう、ボラティリティーによる基準のほか、各社で取引開始時点の原資産価格と権利行使価格の幅の上限を定めるなど、複数の基準をもって、慎重に権利行使価格を設定することが望まれます。

9. 取引概要（第9条関係）

会員は、取引概要を自社のホームページに常時掲載し、一般に公開します。取引概要の対象となる事項については、協会事務局にて提供する、別表「個人向け店頭バイナリーオプション取引説明書に記載される取引概要の必要事項」を参考としてください。

昨今では、インターネットなどを通じて、真偽不明のものを含め、さまざまな情報が提供されており、個人顧客が店頭金融先物取引について誤った先入観を持つ可能性を否定できない状況にあります。

したがって、会員は、金融先物取引を個人向けに広く提供する場合には、顧客となる個人が具体的な取引開始手続きを進める前に、取引を行おうとする金融先物取引の商品性や取引方法などについて正確な情報を確認することができ、かつ、その情報を十分に理解できる環境を会員自身が整備に努める必要があります。

本規則に従い、公表される取引概要は、取引説明書に記載された事項とはなりますが、少なくともこうした事項を積極的に公表し、これから投資を行おうと検討する投資者が事前に知識を高める機会の提供に努めてください。

10-1. 広告審査（第10条第1項関係）

他の金融商品における広告姿勢と同様に、個人向け店頭バイナリーオプション取引についても、その商品性やリスクを誤解させ、顧客の安易な投資を誘引するような表現や内容を用いることは不適切であり、広告審査を通じて、そうした内容の広告が利用されないように、業務態勢を整備しなければなりません。不適切と考える具体的な表現や内容例については、協会事務局が別に作成する「広告等に関するQ&A事例集」を参照してください。

10-2. アフィリエイト広告（第10条第2項関係）

個人向け店頭バイナリーオプション取引におけるアフィリエイト広告利用についても、FX取引に係る既存のガイドラインを利用し、適切な管理に努める必要があります。

ただし、バイナリーオプション取引の商品性を鑑みれば、間接契約によるアフィリエイト広告では、十分に管理できないのではないかと懸念がありますので、事前に内容を把握するなど、一層、慎重に利用するコンテンツの確認を行うことが必要です。

10・3. キャッシュバック（第10条第3項関係）

アフィリエイト広告の利用以上に、個人向け店頭バイナリーオプション取引におけるキャッシュバックなど景品類の提供は、投資者の冷静な判断の妨げになるのではないかと懸念があります。

特にアフィリエイト広告を利用して、キャッシュバックキャンペーンが宣伝されると、一層、その懸念が高まりますので、会員は景品類の提供を控えるなど、慎重な姿勢で臨むことが求められます。

11. 取引開始基準（第11条関係）

会員は、原則として、顧客属性を区分し、取り扱う金融商品の種類ごとに、取引開始基準および取引限度額基準を設け、顧客との取引の可否を判断し、取引状況を管理することが求められます。²⁹

ただし、たとえばリスクカテゴリーが同じ金融商品を同一の基準をもって扱うことや、リスクの低い種類をリスクの高い種類と合わせ、リスクの高い種類の基準によって管理することができます。

同様に顧客属性の最下位に設ける基準をもって、その他の上位層も一律的に管理することは、特に問題はありません。

- ・第1号 投資経験の対象とする取引には、金融先物取引全般のほか、金融先物取引以外の金融商品のデリバティブ取引、商品先物取引など商品デリバティブ取引、信用取引（株式）などが該当するものと考えられます。
経験年数については、これら取引に対する当該顧客の実際の取引量や取引頻度などにも依りますが、一般的には1年程度の投資経験を有していることが適当と思われます。
- ・第2号 第12条における確認結果を利用します。
- ・第3号 例えば顧客の収入に関し、取引のリスクが類似する商品先物取引業では、「商品先物取引業者等監督指針」Ⅱ-4-2 適合性原則の中で、慎重な取扱を求めるものとして、一定の収入（500万円以下）が例示されていることなども参考に、顧客属性に応じた実効性のある基準を設ける必要があります。

²⁹ 規則施行以前に取引する顧客については、引き続き取引を行うことができることとします。ただし、規則施行後、顧客情報を当該顧客に確認するときには、第3号から第6号までの事項を加え、顧客情報の登録を促し、情報更新の結果、基準に抵触することが判明した顧客とは、取引の停止を含め慎重に対処する必要があります。

- ・第4号 投資目的を確認するための選択肢には、オプション取引への基本的なニーズである「ヘッジ取引」を取り入れることが必要であると考えます。ヘッジ取引を目的とする場合には、主にヘッジを必要とする資産の種別、当該資産の額も確認します。³⁰
- ・第5号 顧客が定める取引限度額及び損失限度額の管理において、受入証拠金をもって行う場合には、取引限度額など個別に顧客の申告を受け付けることに替え、顧客が預託する額の申告を受け付けることができるものと考えます。
- ・第6号 その他確認すべき事項には、年齢、職業など口座開設時に一般的に確認すべき事項が含まれます。

自社で定めた確認要素のうち、顧客のバイナリーオプション等への投資の適否を判断するための基準項目については、そのいずれかの項目について顧客が基準を満たさぬ場合には、当該顧客とは原則として取引を行わないようにする必要があります。

ただし、たとえば知識に関し、基準を著しく上回る水準にあり、十分な金融資産を保有している高所得者であって、デリバティブ取引の経験のみが基準を満たさぬ場合などのケースは、あらかじめ定める社内手続に従い、内部管理責任者が当該投資者を訪問するなどの方法を通じて、投資者の意思により、自己責任に基づいて投資を行うことを十分に確かめ、一定程度の期間は通常の取引限度額よりも低い限度額を設けて取引の開始を認めることは合理的であると考えます。(2項、3項)

また、ヘッジを取引の目的とする顧客であって、当該顧客がヘッジに必要とする投資額の申告を行っていない場合には、当該顧客に申告を促すなどの配慮が望まれます。

なお、第1項に示す顧客情報については、顧客カードに記載し³¹³²、顧客が随時更新できる環境を整えるほか、少なくとも1年程度のサイクルをもって、定期的に顧客に登録情報の確認および見直しを促す必要があります。(6項)

12. 顧客への説明（第12条関係）

顧客が必要な知識を有しているかどうかは、テストなど具体的な方法をもって行う必要があります。テストは、正誤など二者択一式で行うことができますが、明らかに回答が分かるような安易な設問を避け、必要知識に対する顧客の理解度を測定するに足る内容と出題数（出題範囲）とすることが必要です。

³⁰ 取引目的の選択肢にヘッジを加え、選択された場合は、対象資産の種類と資産額を申告させる方法などが考えられます。

³¹ 規則施行前からバイナリーオプション取引を行う顧客については、1年内に行われる顧客情報の更新機会を通じて顧客カードに記載されるよう、顧客情報の管理を図ります。

³² 顧客カードを、他の金融商品と共用とすることに問題はありせん。

会員はあらかじめ基準となる正答率を定め、その水準に達していない顧客とは取引を行わぬように、業務フローを整えるなど、態勢を整備しなければなりません。知識不足の顧客とは、当該顧客の資力等の他の判断要素に関わらず、取引を行わぬ姿勢の徹底が望まれます。³³

顧客には、HP などに知識学習に必要となる情報を掲載し、学習機会を十分に提供することが望まれます。ただし、テスト問題の漏えいを防ぐため、テスト問題自体を掲載することは避け、実際のテストにおいても、多数の問題から毎回アットランダムに出題される方法などを用いることが肝要です。

なお、知識テストの結果、基準に満たなかった顧客については、少なくとも翌営業日まででは再テストに応じられないこととするなど、実効性を伴った運用とする必要があります。

13. 取引説明書（第 13 条関係）

一般に公表した取引概要に関する解説などについては、取引説明書又は取引説明書と一体をなす付属資料に収録し、顧客のさらなる理解を図る必要があります。

また、第 14 条により顧客から徴求する確認書に記載された事項は、その詳細な説明が必要なものについては、具体的な資料を示し十分に説明することが求められますので、取引説明書には、確認書に記載した事項に関する説明を付すことが必要です。

14-1. 確認書の徴求（第 14 条第 1 項、第 2 項関係）

個人向け店頭バイナリーオプション取引は、通貨関連店頭オプション取引と同様に、業務取扱規則第 8 条の 2 に規定する確認書を、顧客との取引の都度、当該顧客から徴求する必要があります。

ただし、規則およびこのガイドラインに則り行われる個人向け店頭バイナリーオプション取引は、継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組みを有する取引であり、業務取扱規則第 8 条の 2 第 2 項の「定型化された取引」とみなすことができるため、本規則を適用する個人向け店頭バイナリーオプション取引については、顧客からの確認書の徴求を年 1 回とすることができます。³⁴

14-2. 確認書に記載する留意事項（第 14 条第 3 項、第 4 項関係）

第 14 条第 3 項各号は、バイナリーオプション取引の固有の留意事項を示しています。これら事項は顧客に資料を示すなどの方法をもって、具体的に説明し、十分に顧客に理解してもらうことが求められます。

このため、これら事項には、例えば、電子ファイルを用いる場合であれば、確認書の記載箇所と取引説明書の説明箇所にリンクを設定し、顧客が容易に内容を確認し、印刷も可能とし、かつ確認したことをチェックできるなどの環境を整備したうえで、確認書を通じ

³³ 顧客カードへの記載事項としては、確認テストを実行した日、点数、判定結果などが考えられます。

³⁴ ただし顧客がバイナリーオプションの取得者となる場合あるいは付与者となる場合の別やロスカット規制又はレバレッジ規制の適用の有無に関わらず、全ての顧客から（法人名義の顧客を含む）少なくとも年 1 回、確認書を徴求しなければなりません。

て顧客の理解を確認することが求められます。なお電子ファイルを用いる場合には、顧客が確認したことをチェックしたことがわかるように記録の保存を行う必要があるといえます。

15・1．属性区分による取引基準の設定（第15条第1項、第2項関係）

会員は、取引開始基準を満たした顧客との間で取引を行うに当たり、取引開始基準に準じた顧客の属性区分に応じて当該顧客との取引を管理する基準項目と適用する数値を定めます。この基準および数値の設定には、単に当該顧客の資力等による損失への耐久性のみならず、当該顧客が過度な投機的取引に陥らぬように見守る善良な金融商品取引業者としての視点も考慮する必要があります。

属性区分の考え方は、11．に記載するとおり、たとえばリスクカテゴリーが同じ金融商品を同一の基準をもって扱うことや、リスクの低い種類をリスクの高い種類と合わせ、リスクの高い種類の基準によって管理することができます。

同様に顧客属性の最下位に設ける基準をもって、その他の上位層も一律的に管理することができます。

15・2．具体的な基準等（第15条第3項関係）

取引基準の項目としては、以下の事項が考えられます。

- ①一定期間内の取引額の総額
- ②一定期間内の損失額の総額
- ③最大ポジション

このうち、一定期間としては「1営業日」と半年などある程度の期間とを併用することが効果的と考えられます。

このような項目を重層的に設けた場合の管理負担を鑑み、次のような考え方をもって基準を整理・統合・代替することも可能と考えます。

- イ．取引額をペイアウト額として計算する場合³⁵、バイナリーオプション取引では累積損失額が取引総額を上回ることがないため、取引総額の基準値をもって損失額の基準を兼ねる
- ロ．自社の個人向け店頭バイナリーオプション取引契約では、証拠金制度を採用し、約定時に最大損失額相当の証拠金を必要とすることとしており、証拠金以上の損失が発生しない仕組みとなっていることから、受入証拠金の限度額を基準とし、取引総額および損失額を代替する

- ハ．1回号当たりの新規取引を1回とする場合、最下位とする属性区分に対する一定

³⁵ 本協会への四半期報告と同様に、顧客と取引を行ったバイナリーオプションに付されたペイアウト金額をもって当該顧客との取引額として認識することを指します。

期間（半年など）における取引総額の基準額を仮定し、期間内の営業日数、1 営業日内に設定する判定回数で割った値をもって取引限度額および損失限度額を代替することとし、全顧客を一律に 1 回当たりの取引額に上限を設ける

その他、会員自身が定めた適切な方法により、実質的に顧客の取引限度額および損失限度額を管理することができますが、いずれの場合においても、第 11 条による顧客の申告額を上回ることをないように管理する必要があります。

なお、個人向け店頭バイナリーオプション取引に対し、他の金融商品取引と総合して取引基準を設ける場合には、当該金融商品の性質や当該金融商品に対する顧客の投資目的を十分に勘案して取り扱う必要があります。³⁶

また、具体的な管理として、顧客との取引結果を、後日、定期的に集計して基準値と比較する、いわゆる事後モニタリングによる方法なども可能であると考えますが、集計サイクルが 1 週間を超えるような場合には、1 回号当たりのポジション最大額や取引回数に制限を設けるなど、顧客に不測の損失が生じぬ仕組みを合わせて整備することが必要と考えます。

15-3. 顧客による申告額の扱い（第 15 条第 4 項関係）

本規則では、第 11 条第 1 項第 5 号において、取引の開始手続の一環として取得すべき顧客情報として、当該顧客自身の決定する取引限度額又は損失限度額の申告を求めています。

会員は顧客の申告を尊重して当該顧客との取引の管理に努める必要がありますが、会員自身が定める取引基準よりも、顧客の申告額が緩い場合には会員自身の基準をもって管理し、顧客の申告額の方が厳しい場合には、顧客の申告額をもって管理することが必要となります。

なお、顧客が取引限度額等を申告しない場合には、自社の基準をもって管理するものとします。³⁷

15-4. 顧客へのアナウンス等（第 15 条第 5 項関係）

実際取引基準に抵触する顧客を検出した場合には、例えば、即座に当該顧客との新規取引を中断することなどの対応も考えられますが、現実の顧客との関係を踏まえ、少なくとも、初動を素早く行い、検出した日の翌日には、当該顧客に取引基準に抵触した事実およびその原因を伝達し、顧客の意思を確認した後に取引を中止するといった段階を踏んだ対応が考えられます。

ただし、そうした対応の場合には、一定の期間内に顧客の意思が確認できないときや、

³⁶ リスクの性質や投資額の取り扱い方が異なる（例えば、現物国債と債券先物取引のリスクの相違、FX やブレーンオプションは想定元本が取引金額となるのに対し、バイナリーオプションはペイアウト額となるなどの違いなど）金融商品について、単純に取引額を積算して管理することは適切であるとまでは言えないものと考えられます。

³⁷ ヘッジを目的とする顧客については、取引限度額等の申告を必須とすることなどの対応も考えられます。

顧客が引き続き取引するために必要な手続きに従わないときには、当該顧客との取引を中止するなどの措置を定め、投資者保護を失することのないように、業務を管理しなければなりません。

いずれにせよ、取引中断などによる顧客とのトラブルを回避するため、取引契約に取引基準に抵触した場合には取引中断とする旨などを明らかとし、取引開始前の知識確認などの機会を通じて、当該顧客の理解を確認しておくことが賢明です。

16-1. 取引の中断（第 16 条第 1 項関係）

顧客との取引を中止または中断する特別の事由とは、売買が円滑に行えないほど為替相場が突然大変動した場合や大規模な災害やテロなどの発生のほか、システム上の不都合が生じたときや価格情報配信元による価格情報の異常事態の発生などが考えられます。

なお、会員の財務状態に重大な影響を与えるほど顧客の注文が偏り、すべての注文に応じることができない状況も特別の事由の 1 つとは考えられますが、注文の偏りを口実に顧客との取引を容易に中止することなどは、会員として不適切な業務姿勢と考えます。

16-2. 取引中断等の情報公開（第 16 条第 2 項関係）

取引中止等の情報は、すでに取引中の顧客に個別に伝達することに止まらず、HP などを通じて周知を図ることが必要です。中止等が発生した事由の解明が速やかに行えない場合には、いったん、中止情報の周知を行い、発生事由が解明した時点で改めて周知するなど、迅速かつ柔軟に対応しなければなりません。

16-3. 点検態勢（第 16 条第 4 項、第 5 項関係）

内部管理担当役員等は、取引中止等の発生時には、事実の速やかな公表及び事実や顧客への影響の調査、発生事由等の検証、再発防止の策定および実施などを指揮・管理しなければなりません。特に発生事由の解明や点検については、発生当事者となる部署のみに委ねることなく、点検等が適切に行われるための組織や業務の設計、人員の配置を行うことが求められます。

さらに会員は、検証のプロセスや内容、検証結果における判断の妥当性について、内部監査部門が事後確認する仕組みをもって、適切な業務推進に努めることが求められます。

17-1. 取引価格の点検（第 17 条第 1 項関係）

FX 取引とは異なり、バイナリーオプションには個人投資者に対して市場価格を提供する情報ベンダーがなく、価格の適正性について、外部情報を利用して点検することができません。このため適切に点検を行うためには、取引価格計算を構成する要素（パラメーター）を保存し、計算式などを用いて価格を再現し、実際に提示された価格や取引した価格と突合し、取引価格の適正性、妥当性を判断する必要があります。価格の組成自体を外部に委託し、当該委託先によってパラメーターに係るデータが秘匿扱いとされる場合やパラメーターにかかるデータの種別及び量が膨大で保存が困難であるなどの場合には、委託先に関わらず会員自身が基準とする取引価格計算式を設け、当該式により行う計算に必要なパラメーターを用意し、点検時にはその計算式とパラメーターをもって点検用の基準値を

確定して、点検用数値と実際の取引価格等が不規則に乖離する場合には、その理由を分析し、適正であったことを確認する必要があります。

これら点検に求められるデータについては、第 19 条により準用となる店頭 FX 取引の配信価格ルール、データ保存ルールに従い、3 年間分を保管することが必要です。³⁸

なお、FX 取引を扱う会員であって、個人向け店頭バイナリーオプションの取引価格の算出にも自社の FX レートを用いることとする場合には、個人向け店頭バイナリーオプションの取引期間中に FX 取引で異常レート (bad tick) が配信されるなど不都合な状況が発生した場合には、速やかに当該 bad tick が個人向け店頭バイナリーオプションの価格に与えた影響を検証し、顧客に不利益が生じていた場合には、顧客に対して、適切に対処する必要があります。

点検は、理想的には常時行われることが望まれますが、實際上、困難なことから、会員各社の業容等を踏まえ、可能な限り高頻度で行うことを要請します。ただし、少なくとも 1 日に 1 回以上はサンプリングによる点検を行うことは必要と考えます。

17-2. 判定価格の点検 (第 17 条第 2 項関係)

判定価格についても同様に、取引の適正性を点検するためのデータとして 3 年間分の保管が必要です³⁹。FX 取引も取り扱う会員の場合、バイナリーオプション取引の判定価格については外部の情報ベンダーのデータを用いることとする場合には、外部情報ベンダーの bad tick 配信が無かったか、自社の FX データと突合して確認する必要があります。一方、自社の FX 取引用の価格を判定価格にも用いる場合には、自社内で価格操作が行われていないか、外部情報ベンダーの配信情報などを用いて点検する必要があります。

点検頻度については、取引価格と同様に、理想的には常時行われることが望まれますが、實際上、困難なことから、会員各社の業容等を踏まえ、可能な限り高頻度で行うことを要請します。ただし、少なくとも 1 日に 1 回以上はサンプリングによる点検を行うことは必要と考えます。⁴⁰

なお、一定の算定方法により権利行使価格を決定する場合には、決定された権利行使価格も取引価格や判定価格と同様にデータ保管や点検の対象となります。

17-3. 点検態勢 (第 17 条第 4 項、第 5 項関係)

16-3. と同様に、内部管理担当役員等は、取引価格や判定価格の点検を指揮・管理し、点検が適切に行える態勢の整備に努めなければなりません。

また、会員は、点検結果等について、内部監査部門による事後確認を徹底し、適切な価

³⁸ 規則第 19 条により準用となる業務取扱規則第 25 条の 2 及び第 25 条の 4 とその細則 (店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係) により、データの保存期間は 3 年間となります。

³⁹ 38 に同じ。

⁴⁰ 人手を介さず、システムやプログラムにより完全に自動的に行われ、かつ、別途、システム等が正常に運用されていることを常時確認する仕組みが整備されている場合には、価格等について、日次の点検を必ず行わなければならないとするものではありません (ただし日次に替え週次をもって点検するなど、実際のデータをサンプリングして定期的に点検することは必要と考えます。)

格をもって取引が行われる仕組み作りに注力することが求められます。

18. 取引結果の公表（第 18 条関係）

顧客の支払総額には、売建ポジションを保有していた顧客が判定により、ペイアウトを支払うこととなった場合の支払い額も含まれます。この場合、当該顧客が受け取るプレミアムを差し引かず、総額をもって計上します。

買建ポジションを途中で解消した場合には、顧客の売却（解約）額を受取額として計上します。

取扱会員が共通して集計し、公表する期間は各月とし、前月の結果を、当月 7 営業日程度までに自社の HP を通じて公表することが望ましいと考えます。なお、割合に替えて実数値を公表することや、1 か月単位以外の期間をもって実績を更に公表することは問題ありません。

19. 準用規定（第 19 条関係）

第 19 条では、金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 2 の 2 および第 25 条の 2 の 3（共に近日制定見込み）も準用することとなります。当該規定は、注文執行態勢整備と取引ルールへの顧客への説明義務に関する規則です。本規則が適用される個人向け店頭バイナリーオプション取引も常時変化する売買価格を顧客に提示し、取引を行うこととなる関係上、スリッページが生ずる蓋然性が高いことから、当該規則についても準用することが適当と考えます。

以上

2013年7月18日 作成

個人向け店頭バイナリーオプション取引説明書に記載される取引概要の必要事項

①取引の名称

自社の当該取引の呼称を記載します。

②商品区分

バイナリーオプション、レンジバイナリーオプションなどバイナリーオプションとしての一般的な名称を記載します。また、アメリカンタイプなど権利行使のタイミングを表す呼称の記載を加え、あるいはコールオプションとプットオプションを同時に扱う場合には、各名称にコールとプットを加えるなどの方法により記載⁴¹を加えます。

③取引対象となる原資産

原資産とする預金等、通貨、通貨指標や金利指標の種類を記載します。

④取引方法

新規の買付取引と新規の売付取引の取扱の有無を記載します。また、証拠金取引として取引価額の授受を決済日まで行わない場合には、証拠金取引である旨を記載します。

買付取引のみを取り扱う場合には、ポジションの解消取引は行うことができる旨が判るような記述を添えます。

⑤権利行使の方法

アメリカンタイプ、ヨーロピアンタイプの別など権利行使がいつ行われるか（行うことができるか）や、権利行使する場合には取得者が自ら意思表示をする必要があるか否か（自動的に権利行使が行われる場合にはその旨）を記載します。アメリカンタイプ、ヨーロピアンタイプ、バミューダタイプのいずれかに属するか不明な場合にも、権利行使のタイミングに係る事項を記載します。

⑥取引期間（時間）

取引の開始時刻と終了時刻を記載します。

なお、売買の終了時刻が判定時刻と異なる場合には、売買開始時刻と終了時刻を別に記載します。また、買付取引を終了した後、引き続きポジション解消取引を行うことができる場合には、ポジション解消取引の終了時刻についても別に記載します。取引期間の開始に先立って予約期間を設ける場合には予約の開始時刻および終了時刻を記載するほか、予約期間中の予約注文について予約の取り消しの有無、取り消しとした場合の顧客が負担する費用について判りやすく別に記載します。

⁴¹ バイナリーコールオプション、レンジバイナリープットオプションなどと記載します。

⑦判定

判定に係る留意点を記載します。とくに次の事項については十分に分かりやすく記述する必要があります。

- ・判定価格と権利行使価格が同じであった場合のペイアウトの取扱い（特に両価格が同値となった場合はペイアウトが生じない場合には顧客に十分に分かるように記載。）
- ・判定価格は基となる価格情報の Bid、Offer、仲値のうち、どの値を用いるか（その他の値とする場合には、具体的に分かるように記載。）
- ・判定時刻に価格情報が得られない場合の措置（判定時刻直後に得られた値を代用する、あるいは取引を取り消すなど具体的に記載。）

⑧利用する判定価格の提供者

たとえば、自社の F X 取引に用いる為替レートを判定価格に用いる場合にはその旨、外部情報ベンダーなどが提供する為替レートをを用いる場合には、当該情報ベンダーの名称を記載します。また、常時判定に用いるレートに何等かの支障があり、他の情報を用いる場合があるときには、その旨および当該他の情報の提供者についても記載する必要があります。

⑨権利行使価格設定方法

第 7 条（権利行使価格の決定時期）、第 8 条（権利行使価格の設定）に規定する事項について記載します。なお、ダブルワンタッチなど複数の権利行使価格を有するバイナリーオプションの場合には、その価格差の根拠などを別に説明を記載する必要があります。

⑩権利行使価格の追加

取引期間中に権利行使価格の追加を行う場合にはその旨および追加する時刻その他追加を行うための条件等について記載します。

⑪取引単位

提供するバイナリーオプション等の 1 取引に係るペイアウト額及び数量（金額）を記載します。

⑫呼び値の単位

売買の注文金額の刻みに合わせ、発注価格の最小単位を示します。発注価格に上限がある場合には、当該上限を併記します。なお、取引状況により呼び値が変更または制限される場合には、その旨および取扱方針を記載します。

⑬取引価格の決定方法

オークション方式⁴²の場合にはその旨、その他の方法の場合には価格の決定に用いられる理論などの概要、理論価格と取引価格との関係、S T P 方式⁴³やホワイトトラベラー⁴⁴の場合には請け元の業者名を合わせて記載します。

⁴² 価格優先原則、時間優先原則などのルールに基づき、売り注文と買い注文の条件を付け合わせて次々と約定させる個別競争売買による売買成立方法を指します。

⁴³ Straight Through Processing の略。ディーラーの介在なしにカバー先等に価格を伝達し、約定する仕組みを指します。

⁴⁴ 相手先のブランドをもって取引を提供する方法を指し、提供元が提供する取引を自社ブランドにて利用する側をホワイトトラベラーと呼びます。

また、カバー取引先の名称(海外の業者の場合であれば監督当局の名称も合わせて)記載します。

なお、次の点についても留意し、適宜、詳述するなどの対応を図ることが必要です。

- ・ 主なパラメーター（原資産等のボラティリティー、金利等）を例示するほか、例えば各パラメーターの変動に応じてオプション価格がどの程度変動するか（グラフや表などを用いて理解しやすいように工夫すること）
- ・ 理論値と実際の取引価格との乖離について、乖離の理由、乖離率が変動する場合にはその概要を説明し、かつ、グラフや表などを用いて理解しやすいように工夫すること
- ・ 買付価格と売付価格が異なりスプレッドが存在する場合には、スプレッドが生ずる理由、スプレッドが変動する場合にはその概要を説明すること
- ・ 同一条件（原資産等、権利行使価格、判定時刻）のコールオプションとプットオプションを用いる場合には、コールオプションの取引価格とプットオプションのペイアウト額から取引価格を差し引いた額が一致しないのであれば、その理由を説明すること

⑭取引代金の授受

取引成立時の取引価額の取り扱い（即時決済、解消取引または判定による清算時決済の別）について記載します。決済代金について顧客預かり金データに反映される時期などについても説明します。

⑮権利行使に係る決済

判定による決済代金の授受の時期および方法などについて記載します。ワンタッチオプション等の場合には、特に決済代金の授受が判定時か当初設定された期間満了時なのかなど、どの時点で決済するのかを明らかにする必要があります。

⑯取引停止事由

取引約款等に定める顧客との取引を停止又は拒否する事由及び個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則第16条第2項に規定する取引を停止又は遅延させるをえない事由を記載します。

⑰必要証拠金の有無

証拠金を用いてバイナリーオプション取引を行う場合にはその旨および必要証拠金の預託方法、計算方法及びその額（率）等について記載します。

⑱追加証拠金

証拠金制度を採用する場合において、ポジション再評価に伴う追加証拠金が必要かどうかを記載します。必要な場合には、入金期限及び入金がなされなかった場合の対処方法等を併記する必要があります。

⑲ロスカット取引

バイナリーオプション取引を単独でポジション評価を行う仕組みを用いるため、実質的にはロスカットが生じない場合にはその旨、あるいは他の通貨関連デリバティブ取引等とともにポジション評価を行い、ロスカットが必要となるときにはバイナリーオプションのポジションもロスカット対象となる場合にはその旨および顧客が保有する複数のポジションにおけるロスカットの順番など、ロスカット取引に関す

る取扱を記載します。

⑳区分管理

バイナリーオプション取引に係る顧客からの預り金の管理（保管）方法について記載します。

㉑限度額（管理方法（発注時検定、約定後検定の別など）を含む）

第 15 条に従い自社で定める当該顧客との取引限度額や損失限度額など顧客保護のために設けられた基準とその管理方法について具体的に記載します。

なお、取引状況の管理方法については、モニタリングの方法（注文および約定の状況を随時把握する方法、取引結果によりモニタリングする方法）の別、取引結果によりモニタリングする場合には、そのモニタリングのサイクル、モニタリングに関し、他の金融商品取引と合わせて行う場合にはその旨および具体的な方法について説明する必要があります。

なお、限度額等の基準を超えた場合には取引を解消するなどの場合があるときはその旨を明記する必要があります。

㉒その他

たとえば、強制決済を行う場合の事由（条件）や方法、自社レートの誤配信、情報ベンダーによる、いわゆる bad tick の場合の取り扱いなどについて説明することが必要です。

一定の算定方法により権利行使価格を定める場合には、具体的な決定方法、決定時期、決定前及び決定後の取引方法の相違、取引可能期間、その他、権利行使価格の決定前後で顧客との取引における留意点を明らかにすること。

以 上